

消費税率引き上げに伴う経過措置のご案内

平成 26 年 3 月
昭島ガス株式会社

平素より、昭島ガスをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

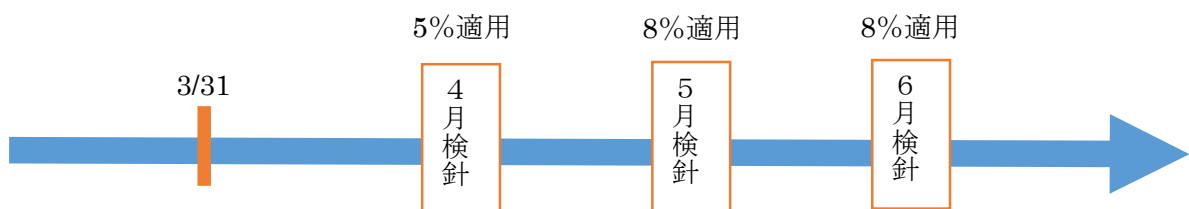
さて、消費税率が 4 月 1 日から 8%に引き上げられましたが、ご利用いただいている弊社の都市ガス料金についても税率が変更となります。国税庁から通達された経過措置の取り扱いにより、平成 26 年 3 月 31 日以前より都市ガスを継続的にご利用いただいているお客様の 4 月検針時までのご利用分につきましては、消費税 5%が適用されます。

したがって、消費税率 8%の適用は 5 月検針以降となりますので、ご案内申し上げます。
(ご利用開始日が 4 月 1 日以降のお客様は、4 月検針時から消費税率 8%が適用されます。)

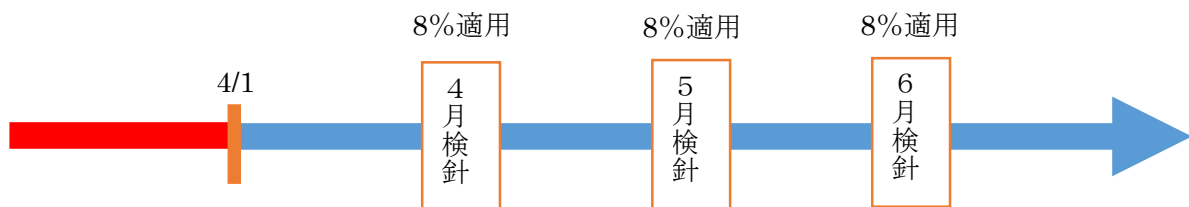
記

1. 消費税率適用時期

<平成 26 年 3 月 31 日以前から昭島ガスをご利用のお客様>



<平成 26 年 4 月 1 日以降から昭島ガスをご利用のお客様>



2. 新旧料金表

【一般ガス供給約款料金】

料金表	1 か月のご使用量	基本料金 (1 か月あたり)		基準単位料金 (1 m ³ あたり)	
		【旧】 消費税 5%	【新】 消費税 8%	【旧】 消費税 5%	【新】 消費税 8%
料金表 A	0 m ³ ~25 m ³ まで	659.40 円	678.24 円	162.93 円	167.59 円
料金表 B	25 m ³ 超~255 m ³ まで	1,092.00 円	1,123.20 円	145.63 円	149.79 円
料金表 C	255 m ³ 超~	5,584.95 円	5,744.52 円	128.01 円	131.67 円

3. 選択約款料金

一般ガス供給約款と同様に増税分について、各選択約款料金に転嫁させていただきます。なお、変更後の料金につきましては各選択約款をご覧ください。

都市ガス料金のご案内 <http://www.akishimagas.co.jp/main.cgi?c=8/1>

以 上